



# 暮らしの情報ボックス

東川町役場	82-2111
公民館	82-3200
文化交流館	82-4245
文化ギャラリー	82-4700
B&G海洋センター	82-4600
町立診療所	82-2101
大雪消防組合東川支署	82-2310
道草館	68-4777

## 4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

## 5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

## 4月のこよみ

- 6日 交通安全祈願祭  
各小学校入学式  
中学校入学式
- 7日 幼児センター入園式
- 16日 NHK公開セミナー「新シルクロード」

### 税務住民課住民相談年金係

**若年者納付猶予制度が創設されます。申請は6月下旬から**

学生でない若年者については、これまでの制度では、就労が困難であったり、失業中である等の理由で所得が低い人であっても、収入のある親と同居していると保険料の免除にならないことになっていました。

このような若年者が、将来の無年金・低年金となることを防止するために、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得要件で保険料納付を猶予し、負担できることとなった時点で保険料の追加を可能とする仕組みが創設されました。

30歳未満の第1号被保険者で

本人及び配偶者の所得が基準全額免除基準と同じに該当すること(この場合、世帯主の所得は判断の対象外となります。)

納付猶予期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額の計算には反映されないと(単なるカラ期間となります。)

納付猶予期間については、10年間は追納ができるものとし、追納された場合は保険料納付済期間とされること

猶予の周期は、前年の所得が6月に決定することから、7月から6月までの周期となるが、若年者納付猶予制度の施行は17年4月からであるため、初年度の周期は、17年4月から18年6月までの15カ月間です。但し、途中で30歳に到達する者については、30歳に到達する月の前月までです。

若年者納付猶予制度の対象となる年収の目安

	2005年度の基準
4人世帯 (夫婦・子2人)	258万円
2人世帯 (夫婦のみ)	157万円
単身世帯	122万円

4人世帯、2人世帯は、夫が妻のどちらかのみ所得(収入)がある世帯の場合



若年者納付猶予制度の申請は、所得の確定する6月下旬から開始します。

この納付猶予制度は平成17年4月から平成27年6月までの10年間の時限措置です。

お問い合わせ 税務住民課 住民相談年金係 ☎82-2111

旭川社会保険事務所 ☎26-4489

### 平成16年度中に納する場合の追納額(月額)

経過した年数	追納額	経過した年数	追納額
1年以内	13,300円	5年を超え6年以内	15,560円
1年を超え2年以内	13,300円	6年を超え7年以内	15,800円
2年を超え3年以内	13,830円	7年を超え8年以内	16,010円
3年を超え4年以内	14,390円	8年を超え9年以内	16,080円
4年を超え5年以内	14,960円	9年を超え10年以内	16,080円

経過した年数が2年以内の分には加算額がありません。/上記の金額は平成16年度のもので、平成17年度は改正される予定です。

### 産業振興課商工係 街なか活性化推進協議会 からの中間報告

3月7日に街なか活性化推進協議会から、街なか活性化基本計画の中間報告書が町に提出されました。

これは、平成16年1月に設立された「街なか活性化推進協議会」による中心市街地を魅力ある賑わいの町とするための検討内容を中間報告書として取りまとめたものです。

当該協議会の街なか活性化基本計画中間報告書の詳細につきましては、行政区各班に回覧しておりますのでご覧ください。

お問い合わせ 産業振興課商工係 ☎82-2111 (内133)

